

事業主の皆様へ 企画競争型認定の結果について

平成28年9月14日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者助成部

平成28年度第2四半期の障害者作業施設設置等助成金（第1種作業施設設置等助成金、第2種作業施設設置等助成金）、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤用バスの購入助成金及び通勤用自動車の購入助成金に係る認定申請について、平成28年6月1日から平成28年6月14日までの申請受理期間に公募し、受理された37件について審査を行った結果、以下のとおり、22件を認定しました。

今回、評価点1点以上のものすべて認定しても第2四半期に設定された予算の範囲内であったため、すべて認定（総額約1千9百万円）されました（申請状況によっては評価点が1点以上であっても不認定となる場合があります）。

なお、企画競争型認定の対象となる助成金は、予算の範囲内で認定するため、今回認定となった事例と同種の取り組みをした場合であっても、今後の企画競争で必ず認定されるとは限りません。

1 結果

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 第1種作業施設設置等助成金 | 34件のうち認定22件 |
| (2) 障害者福祉施設設置等助成金 | 3件のうち認定0件 |

※ 第2種作業施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、通勤用バスの購入助成金、通勤用自動車の購入助成金の認定申請はありませんでした。

2 概要

《認定した例》

[第1種作業施設設置等助成金]

○事務室の新設、車椅子対応トイレの新設（附帯施設）

【身体障害者(両下肢機能障害) [中途障害]】

両下肢機能に障害があり車椅子を使用することになった従業員が、職場復帰に向けてリハビリ出勤を行っている。この従業員の就業場所は2階であるが、事業所にはエレベーターがなく、車椅子のまま2階へ移動する手段がないため、職場復帰するに当たり、この従業員が就業する事務室と車椅子対応トイレを1階に新設するという申請。対象障害者の雇用継続のために必要と認められるため認定した。

○点字ディスプレイの設置（作業設備）

【身体障害者（視覚障害）】

プログラミングを業務としている視覚障害のある従業員が、画面読み上げソフトを使用して作業を行っている。しかし、この従業員の場合、画面読み上げソフトだけではアルファベットの大文字・小文字といった細かい判別が困難であり、文章理解に時間がかかることから、点字ディスプレイを設置するという申請。

点字ディスプレイは市販品であるが、障害者のために開発された機器であること、またプログラミングにはアルファベットの正確な読み取りが求められることから、対象障害者の障害特性に配慮したものと認められるため認定した。

○車椅子対応トイレの新設、段差解消機の設置（附帯施設）

【身体障害者（両下肢機能障害）】

両下肢機能に障害があり車椅子を使用することになった従業員が職場復帰するに当たり、車椅子対応トイレを新設するとともに、事務所入口に段差があるため、段差解消機を設置するという申請。対象障害者の障害特性に配慮したものと認められるため認定した。

また、両下肢機能障害のほかに、医師の診断書より排泄機能障害があることが確認できたため、オストメイト対応設備も併せて認定した。

○カーポートの設置、玄関スロープの設置、トイレの改修（附帯施設）

【身体障害者（両下肢機能障害）[中途障害]】

事故により両下肢機能障害となり、車椅子を使用することになった従業員が自家用車で通勤するために、事業所の駐車場にカーポートを設置し、駐車場と社屋の間にある段差を解消するためにスロープを設置するとともに、既存のトイレを車椅子対応トイレに改修するという申請。対象障害者の雇用継続のために必要と認められるため認定した。

《一部を認定した例》

[第1種作業施設設置等助成金]

○階段の改修、手すりの設置（附帯施設）

【身体障害者（両下肢機能障害）】

両下肢機能に障害があり杖を使用している従業員のために、階段の改修、手すりの設置、屋外通路コンクリート部のひび割れ補修工事を行うという申請。

出入口から就業場所までの移動経路上にある階段の改修及び手すりの設置については、

障害特性に配慮したものと認められるため認定した。ただし、それ以外の場所に手すりを設置する工事については、就業場所までの主な移動経路に手すりを設置するものではないため対象外とした。

また、屋外通路のコンクリート部のひび割れを補修する工事については、安全管理上事業主が行うべき措置であるため不認定とした。

《不認定とした例》

[第1種作業施設設置等助成金]

障害が重度化したことが確認できない

○携帯型拡大読書器、画面読み上げソフト、画面拡大ソフトの設備（作業設備）

【身体障害者（視覚障害）】

視覚障害のある従業員に視力の低下などの障害の重度化が見られるため、拡大読書器など視覚障害者専用機器を整備するという申請。

障害が重度化した場合、指定医の診断により障害が重度化したことが診断書によって確認できる場合等に助成金の審査対象としているが、当該診断書では確認できなかったため不認定とした。

事業を行うために必要な設備

○トイレの改修、手すりの設置、段差解消工事（附帯施設）

【身体障害者（肢体不自由）】

障害者総合支援法等に基づき相談支援事業を行っている事業所から、車椅子を使用している従業員のため、車椅子対応トイレに改修するとともに、手すりの設置及び玄関の段差解消工事を行うという申請。

この事業所は障害者が利用するための施設で、申請内容は施設利用者である障害者の利便性を向上させる設備でもあり、事業主が本来の事業を行うために必要な設備にあたることから不認定とした。

防災関連に対する設備

○ストロボフラッシュライトの設置（作業施設）

【身体障害者（聴覚障害）】

聴覚障害のある従業員が勤務する事業所において、音声式の火災報知器しか設置されていないため、目視で危機を認識できるよう、既存の火災報知機にストロボフラッシュライトを追加して設置するという申請。

防災設備については、雇用に関する作業施設・設備に該当しないことから不認定とした。